

証券コード 1911
平成27年6月1日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 市川 晃

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 8階当社大会議室 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 1. 第75期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第75期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 株式報酬型ストックオプションとしての取締役の報酬等の額及び具体的な
内容決定の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 議決権の行使方法

①当日ご出席の場合

株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

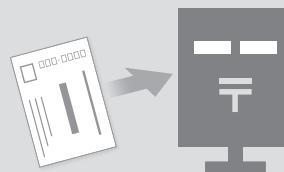


②当日ご出席願えない場合

次のいずれかの方法により議決権をご行使ください。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時30分までに、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

3頁の「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、平成27年6月22日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご登録ください。



詳細は3頁をご覧ください。▶

(2) 議決権の行使に関する決定事項

- ①インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効な議決権として取り扱わせていただきます。
- ②書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効な議決権として取り扱わせていただきます。

以上

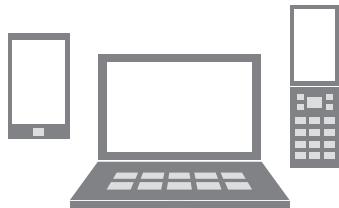
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://sfc.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://sfc.jp/>）への掲載によりお知らせいたします。

＜インターネット等による議決権行使についてのご案内＞

1. インターネットによる議決権行使

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話からもご利用いただけます。



議決権行使サイトURL <http://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (2) 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成27年6月22日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使につきましては、インターネット環境によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使につきましては、携帯電話の機種等によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】0120-652-031（午前9時～午後9時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社「CJ」に事前に申し込まれた場合、同社が運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以上

目 次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	8
第4号議案 取締役賞与支給の件	8
第5号議案 株式報酬型ストックオプションとしての取締役の報酬等の額及び具体的な 内容決定の件	9

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	11
(1) 事業の経過及び成果	11
(2) 設備投資の状況	17
(3) 資金調達の状況	17
(4) 対処すべき課題	18
(5) 財産及び損益の状況の推移	20
(6) 主要な事業内容	21
(7) 主要な事業所	22
(8) 重要な子会社の状況	23
(9) 使用人の状況	24
(10) 主要な借入先	25
2. 会社の株式に関する事項	26
(1) 発行可能株式総数	26
(2) 発行済株式の総数	26
(3) 株主数	26
(4) 単元株式数	26
(5) 単元株主数	26
(6) 大株主の状況	26

3. 会社の新株予約権等に関する事項	27
4. 会社役員に関する事項	28
(1) 取締役及び監査役の状況	28
(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役	31
(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額	31
(4) 社外役員に関する事項	32
5. 会計監査人の状況	33
(1) 会計監査人の名称	33
(2) 会計監査人の報酬等の額	33
(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	33
6. 業務の適正を確保するための体制	34
連結計算書類	
連結貸借対照表	38
連結損益計算書	39
計算書類	
貸借対照表	40
損益計算書	41
連結計算書類に係る会計監査報告	42
計算書類に係る会計監査報告	43
監査役会の監査報告	44

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、前期に比べ1株につき2円50銭増額し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき21円50銭となります。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき12円 総額2,125,580,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおり、別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる役員^(注)の範囲が拡大されたことに伴い、定款第28条(社外取締役の責任限定契約)及び定款第36条(社外監査役の責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、定款第28条(社外取締役の責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条(社外取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第28条(取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第29条～第35条 [省 略]</p>	<p>第29条～第35条 [現行どおり]</p>
<p>第36条(社外監査役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第36条(監査役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

平成27年4月1日付をもって、監査役 上山英之氏は辞任されましたので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
新任 とうい のり あき 東井 憲 彰 (昭和31年2月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年4月 内部監査室長 平成26年6月 理事(現任) 内部監査室長 平成27年4月 内部監査担当役員付(現任)	1,700株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式数は、平成27年3月31日現在のものです。
3. 東井憲彰氏は、内部監査に関する豊富な実務経験を有することから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役賞与につきましては、当期業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役9名のうち社外取締役を除く8名に対して、総額1億3,000万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 株式報酬型ストックオプションとしての取締役の報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会において月額3,600万円以内（うち社外取締役は月額250万円以内）とご承認いただいたものでありますが、当社の中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度や金銭報酬とのバランス等諸般の事情を考慮して、従来の取締役の報酬額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を、取締役（社外取締役を除く）について年額1億円以内に設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度や金銭報酬とのバランス等諸般の事情を総合的に勘案して決定しておりますので、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）であります。

本件ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、決議日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数3,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の翌日から20年以内の範囲で、取締役会において定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日から3年を経過する日の翌日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

8. 新株予約権のその他の内容

新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

《ご参考》

当社は、本総会終結の時以降、本件ストックオプションとしての新株予約権と同様の新株予約権を、当社の執行役員（取締役を兼務している執行役員は除く）に対し、発行する予定であります。

以 上

添付書類

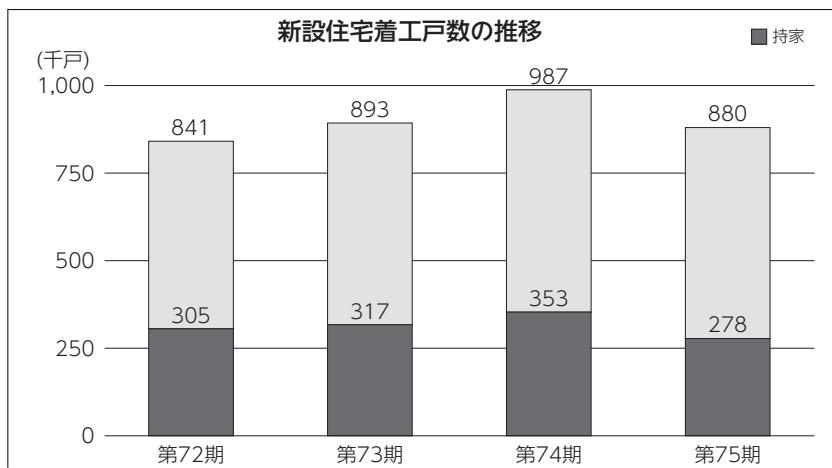
事業報告 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、欧米を中心に世界経済が緩やかに回復していることに加え、円安・株高の傾向が進んだこと等により、企業収益が改善したほか、雇用・所得環境が改善傾向を維持するなど、緩やかな回復基調となりました。一方で、個人消費は、消費税率引上げに伴い消費者マインドの弱さが見られる中で、全体としては底堅い動きとなりました。

当社グループ事業と関連が深い国内の住宅市場におきましては、低金利の状態が続いたほか、住宅ローン減税の拡充等、政府による住宅取得促進策が実施される一方で、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が長期化したこと等により、新設住宅着工戸数は88万0千戸（前期比10.8%減）となりました。このうち、持家の着工戸数は27万8千戸（前期比21.1%減）となりました。



このような事業環境のもと、当社グループは、主力事業である木材建材事業及び戸建注文住宅事業の収益力向上に加え、事業環境の変化に対応できるバランスの取れたポートフォリオを構築するために、海外事業及びリフォーム事業に加え、非住宅建築物の木造化・木質化を進める木化事業及びバイオマス発電事業等に経営資源を積極的に投入するなど成長事業の拡大に取り組みました。その結果、売上高は9,972億56百万円（前期比2.5%増）、営業利益は339億94百万円（同1.7%増）、経常利益は364億24百万円（同8.5%増）、当期純利益は185億72百万円（同17.6%減）となりました。なお、当期純利益が前期に比べ減少した要因につきましては、一昨年にオーストラリア、米国において、住宅事業を行う持分法適用関連会社の持分を追加取得し、連結子会社としたことに伴い、特別利益として段階取得に係る差益21億24百万円を前期に計上したこと、及び同年に日本とニュージーランドとの租税条約が改正され、同国子会社からの配当に係る源泉税が免税となり、過年度に計上した繰延税金負債20億77百万円を取り崩した結果、前期の法人税等が減少したこと等によるものです。

また、当社グループは、東北の早期復興に貢献すべく、被災地において、災害公営住宅の受注活動に注力したほか木造仮設宿泊施設を竣工するなど、グループを挙げての取り組みを展開しました。

事業部門別の概況は、次のとおりです。なお、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

木材建材事業

木材・建材流通事業におきましては、市場シェアの拡大を図るべく地域密着型販売戦略を推進したほか、リフォーム市場への資材販売強化や、バイオマス発電向け燃料チップの安定供給体制の構築を図るなど、市場の開拓に注力しました。国産材の流通事業におきましては、円安を背景に、アジア諸国に対して国産材原木の拡販に注力した結果、輸出量が増加しました。しかしながら、新設住宅着工戸数の減少に伴う需要低迷の影響が大きく、業績は伸び悩みました。

国内の建材製造事業におきましては、継続的な経費削減の効果等により損益は改善しました。また、経営資源の集中と最適化を進め生産性を高めるために、製造工場を6工場から4工場に集約し再編することを決定しました。

以上の結果、木材建材事業の売上高は4,230億20百万円（前期比7.8%減）、経常利益は40億39百万円（同18.4%減）となりました。

住宅事業

戸建注文住宅事業におきましては、高い耐震性を確保するとともに、上下階の柱位置が異なる間取りを提案できるなど、設計の自由度が高い当社オリジナルの「ビッグフレーム構法」の受注拡大に取り組みました。さらに、「住友林業の家」を総合的に体感できる「住まい博」を大阪・名古屋にて開催したほか、「ビッグフレーム構法」の構造面をわかりやすく展示した「テクノロジー展示場」及び外観や間取り等のコンセプトに統一感を持たせた「プロト展示場」を増設するなど、当社の特色を前面に出した営業活動に取り組みました。また、他社との差別化を図るべく、設計プラン、デザイン、仕様にこだわりを持つお客様に従来以上にご満足いただける住まいの提供を目指す「邸宅設計プロジェクト」を展開し、豊富な経験と高い提案力を有する設計集団が担当したモデルハウスを昨年10月に東京都世田谷区、本年1月に愛知県名古屋市にオープンしました。加えて、女性の視点や発想を商品開発やサービス等に活かすことで、より快適で心地よい生活提案を行うことを目的とした「女性目線開発プロジェクト」を推進しました。

商品戦略面では、「邸宅設計プロジェクト」を具現化する商品として「BF GranSQUARE（ビーエフ グランスクエア）」を発売したほか、ライフステージの変化にあわせてスムーズに増改築できる平屋建て商品「GRAND LIFE Stage（グランドライフステージ）」等を発売しました。

しかしながら、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響が長引いたことに伴い受注が低迷するとともに、完工引渡棟数が減少するなど、業績は伸び悩みました。

賃貸住宅事業におきましては、本年1月の相続税制改正に伴う土地所有者の資産活用ニーズの高まりに対応すべく、営業力の強化を図ったほか、「ビッグフレーム構法」を採用した賃貸併用住宅商品「ForestMaison Plus BF（フォレストメゾン プラス ビーエフ）」を新たに発売しました。

リフォーム事業におきましては、全国一斉の現場見学会を開催したほか、積極的な広告展開により、リフォーム商品のブランド「Reforest（リフォレスト）」の認知度向上に努めました。また、「耐震・制震ダブル工法」等の高い技術力を活かした耐震リフォームの受注強化に努めるとともに、三大都市圏を中心に人員を拡充するなど営業力の強化を行うほか、マンションリフォームの受注拡大にも取り組みましたが、収益は伸び悩みました。

戸建分譲住宅事業におきましては、販売力の向上に注力した結果、収益性は改善しました。不動産の流通及び管理運営事業におきましては、市場動向に対応した組織の再編及び収益力の拡大に注力しました。木化事業におきましては、注文住宅事業で培った技術・ノウハウ等を応用し、保育施設や飲食店舗等を受注したほか、中大規模の木造建築市場の創出と拡大を目指す体制の構築を図りました。

以上の結果、住宅事業の売上高は4,539億40百万円（前期比2.5%減）、経常利益は283億2百万円（同12.1%減）となりました。

海外事業

資源・製造事業におきましては、ニュージーランドにおいて、日本向けの販売に注力したものの、為替変動の影響が大きかったことにより、収益性が低下しました。インドネシアにおいては、合板及びパーティクルボードの販売が好調に推移したことで、業績は堅調に推移しました。オーストラリアにおいては、同国内での販路拡充が進まず、損益は低迷しました。ベトナムにおいては、パーティクルボードの安定的な生産体制の構築に努めたことで、生産量の拡大を実現しました。なお、環境に配慮した原材料を安定的に供給すべく、インドネシア他の国々において、当社独自の環境配慮型植林事業の推進に取り組みました。

住宅・不動産事業におきましては、一昨年に持分を追加取得し連結子会社化した住宅会社の収益が通年寄与した影響もあり、業績は堅調に推移しました。米国においては、住宅事業のさらなる規模拡大を図るべく、昨年5月に、テキサス州及びアリゾナ州で事業を展開する住宅会社の持分を新たに取得し連結子会社としたほか、住宅市場が好調に推移する中で、業績は堅調に推移しました。オーストラリアにおいては、低金利を背景として住宅市場が緩やかな回復基調で推移したことで、販売棟数が増加しました。

以上の結果、海外事業の売上高は1,470億24百万円（前期比92.6%増）、経常利益は61億26百万円（前期経常損失1億49百万円）となりました。

その他事業

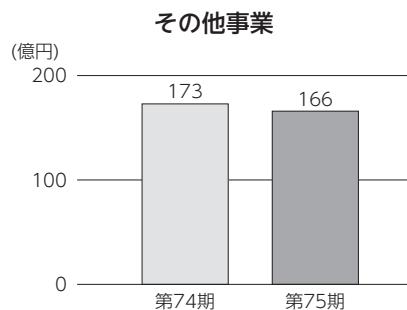
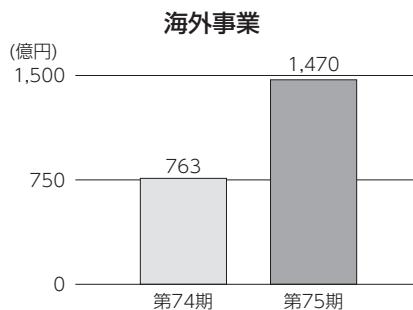
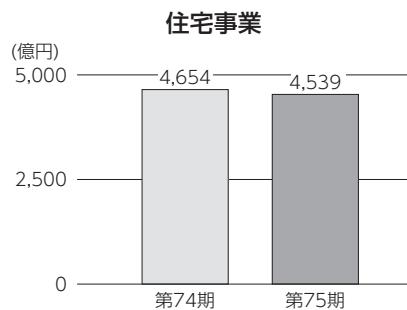
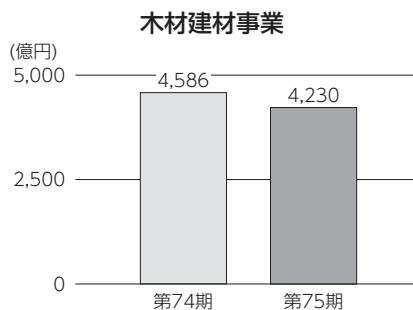
当社グループは、上記事業のほか、バイオマス発電事業、有料老人ホームの運営事業、リース事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業、農園芸用資材の製造・販売事業、グループ内各社を対象とした情報システム開発等を行っています。

その他事業の売上高は、165億65百万円（前期比4.2%減）、経常利益は11億75百万円（同43.1%増）となりました。

事業部門別売上高

部 門	第74期 (平成25/4～26/3)		第75期 (平成26/4～27/3)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
木 材 建 材 事 業	百万円 458,611	% 45.1	百万円 423,020	% 40.7	% △7.8
住 宅 事 業	465,368	45.7	453,940	43.6	△2.5
海 外 事 業	76,320	7.5	147,024	14.1	92.6
そ の 他 事 業	17,286	1.7	16,565	1.6	△4.2
計	1,017,585	100.0	1,040,549	100.0	2.3
調 整 額	△44,617	-	△43,293	-	-
合 計	972,968	-	997,256	-	2.5

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。



(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は153億88百万円です。主な設備投資として、紋別におけるチップ工場の建設、国内外における住宅展示場の新設・建替え、ソフトウェアの開発等を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っていません。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額120億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や政府による各種政策等により国内景気は引き続き緩やかに回復していくことが期待されます。また、消費者マインドの持ち直しにより、今後、住宅建設や個人消費は底堅く推移することが見込まれます。一方、新興国経済の成長鈍化や地政学的リスク等がもたらす海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスク要因となるなど、不透明感を払拭できない状況が続くことが推測されます。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、売上高1兆円、経常利益300億円を安定的に上回る事業構造を確立すべく、海外事業やリフォーム事業の成長をさらに加速させていくほか、新たな収益源の確保を目指し、財務健全性に配慮しながら新規事業にも継続的に投資を実行してまいります。また、収益力の向上を図るべく、引き続き、各事業部門の価値を高める（「Value Up」）とともに、経費削減（「Cost Down」）を実施してまいります。

木材建材事業におきましては、今後需要の拡大が見込まれるバイオマス発電向けの燃料チップ、非住宅分野の木造建築等の成長市場を開拓すべく、取引先と一層の連携を強化してまいります。また、アジア市場を中心に国産材原木の輸出及び海外子会社製品等の拡販に一層注力してまいります。

住宅事業におきましては、戸建注文住宅事業において、東京エリアに経営資源を積極的に投入し、都市型戦略商品の拡充及び住宅展示場の新設を図っていくとともに、付加価値の高い商品の提供を積極的に推進し収益力の向上を図るほか、賃貸住宅事業においては、営業力を強化し、相続税制改正に伴う資産活用ニーズに対応することで受注拡大を図ってまいります。また、リフォーム事業においては「住友林業の家」のオーナーに対する営業力を強化するとともに、マンションリフォームや旧家リフォームの受注拡大を図るなど、事業のさらなる拡大に注力してまいります。さらに、木化事業においては中大規模の木造建築市場の創出と拡大に努めてまいります。

海外事業におきましては、製造事業において、製造技術の向上等を引き続き推進し安定的な生産体制を構築することで収益性の向上を図ってまいります。住宅・不動産事業においては、当社がこれまで培ってきた住宅事業のノウハウをグループ会社に一層浸透させることで、米国及びオーストラリアにおけるさらなる事業規模の拡大を目指すとともに、新規の事業案件については、収益性の確保を念頭に市場性やリスクを勘案しながら継続的に投資を実施してまいります。

山林経営におきましては、これまで社有林経営で培ってきた「保続林業」のノウハウを活かし、国内の林業活性化に貢献すべく林業経営に関するコンサルティングや、海外において環境に配慮した植林事業を継続的に実施してまいります。また、環境・エネルギー分野におきましては、北海道紋別市に続き、青森県八戸市等において、未利用の林地残材や間伐材等を利用した木質バイオマス発電事業に取り組むことで、木質資源の活用により森林価値の向上を図るとともに、雇用創出等地域の活性化に貢献してまいります。

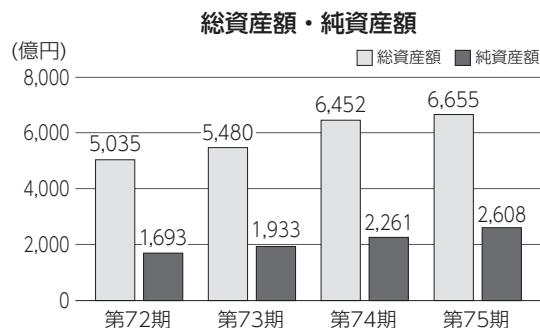
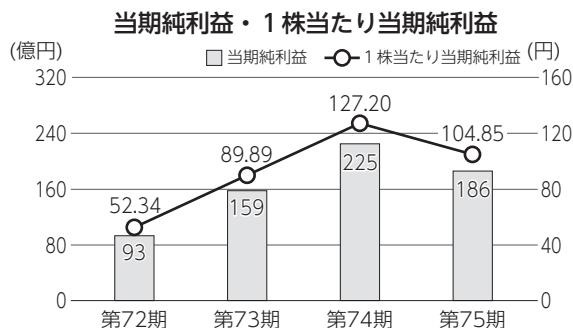
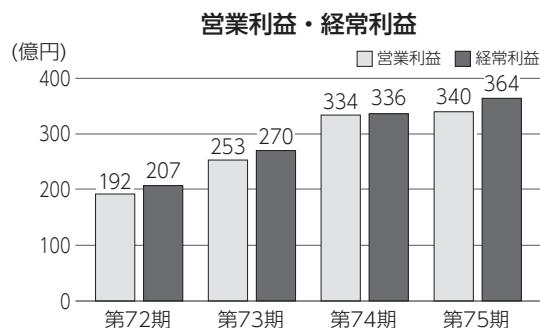
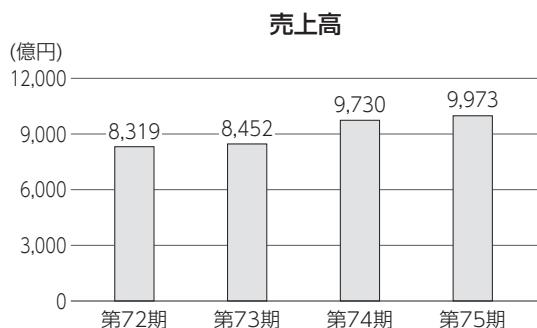
当社グループは、以上に述べた取り組みとともに、社会の変化を見据え、ステークホルダーの声に耳を傾けながら、環境保全の推進や法令遵守の取り組みに加え、ダイバーシティ(多様性)やコーポレート・ガバナンスに関する取り組みを強化するなど、企業が求められる社会的責任を果たしてまいります。また、これまでの事業活動で培ってきた「木」に関する知見や技術を活かしたサステナブル(持続可能)な社会づくりに貢献する事業を展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (平成23/4~24/3)	第73期 (平成24/4~25/3)	第74期 (平成25/4~26/3)	第75期 (平成26/4~27/3)
売 上 高 (百万円)	831,870	845,184	972,968	997,256
営 業 利 益 (百万円)	19,191	25,330	33,415	33,994
経 常 利 益 (百万円)	20,714	26,981	33,567	36,424
当 期 純 利 益 (百万円)	9,271	15,923	22,531	18,572
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	52.34	89.89	127.20	104.85
総 資 産 額 (百万円)	503,496	547,973	645,197	665,538
純 資 産 額 (百万円)	169,335	193,250	226,078	260,782

(注) 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。



(6) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、山林事業を礎に、以下のような木材・建材の仕入・製造・加工・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・リフォーム、分譲住宅の販売、不動産の管理・仲介、及びこれらに関連する事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、CAD・敷地調査等
海 外 事 業	海外における、木材・建材の製造・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・販売、植林事業・植林木の販売等
そ の 他 事 業	バイオマス発電事業、有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、情報システムの開発、人材派遣業等

(7) 主要な事業所 (平成27年 3月31日現在)

①当社

本 社 東京都千代田区

支 店 等

部 門	事 業 所
木材建材事業	東京、大阪、中部 (名古屋)、北海道、東北 (仙台)、中国 (広島)、四国 (高松)、九州 (福岡) 他7営業所
住 宅 事 業	池袋、東京東、城南、目黒、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、小山、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、阪神、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、首都圏生産部、東北生産部、近畿生産部、中京生産部 他40営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所 (愛媛) 他 4 事業所

②重要な子会社

部 門	会 社 名	事 業 所	
木材建材事業	住友林業クレスト株式会社	本社	愛知県名古屋市
		工場	茨城県鹿嶋市、静岡県藤枝市、愛知県海部郡、愛媛県新居浜市、佐賀県伊万里市
住 宅 事 業	住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区
	住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区
	住友林業ホームサービス株式会社	本社	東京都新宿区
	住友林業緑化株式会社	本社	東京都中野区
	住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区
海 外 事 業	PT. Kutai Timber Indonesia	本社	インドネシア ジャカルタ
		工場	インドネシア プロボリング
	Alpine MDF Industries Pty Ltd.	本社・工場	オーストラリア ワンガラッタ
	Henley Arch Unit Trust	本社	オーストラリア マウント ウェーバリー
	Henley Arch Pty Ltd.		
	Nelson Pine Industries Ltd.	本社・工場	ニュージーランド ネルソン
	Gehan Homes, Ltd.	本社	米国 アディソン
TPG Mortgage Services, LLC	本社	米国 アディソン	

(8) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

部門	会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
木材建材事業	住友林業クレスト株式会社	百万円 2,050	% 100.0	木質加工建材・住宅設備機器の製造・販売
住宅事業	住友林業レジデンシャル株式会社	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
	住友林業ホームエンジニアリング株式会社	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
	住友林業ホームサービス株式会社	400	100.0	不動産の売買・賃貸借の仲介
	住友林業緑化株式会社	200	100.0	住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、樹木等の販売
	住友林業ホームテック株式会社	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、「住友林業の家」のアフターメンテナンス
海外事業	PT. Kutai Timber Indonesia	千米ドル 27,000	99.8	合板・パーティクルボード・木質加工建材等の製造・販売
	Alpine MDF Industries Pty Ltd.	千豪ドル 62,474	100.0 (100.0)	MDF (中密度繊維板) 等の製造・販売
	Henley Arch Unit Trust	千豪ドル 42,315	51.0 (51.0)	注文住宅の建築工事の請負、分譲住宅の販売
	Henley Arch Pty Ltd.	千豪ドル 10	51.0 (51.0)	
	Nelson Pine Industries Ltd.	千ニュージーランドドル 45,500	100.0 (100.0)	MDF・LVL (単板積層材) の製造・販売
	Gehan Homes, Ltd.	千米ドル 1	51.0 (51.0)	分譲住宅の販売
	TPG Mortgage Services, LLC	千米ドル 705	51.0 (51.0)	Gehan Homes, Ltd.顧客向けローン会社への出資

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資比率欄 () 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示しています。
3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。
4. Gehan Homes, Ltd.及びTPG Mortgage Services, LLCの2社は、当期より重要な子会社といたしました。なお、両社は、当期におけるSumitomo Forestry America, Inc.を通じた持分の取得により、連結子会社となったものであります。

(9) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

部 門	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	2,052名	△61名
住 宅 事 業	7,816	192
海 外 事 業	7,402	564
そ の 他 事 業	571	21
全 社 (共 通)	296	8
合 計	18,137	724

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時使用人数（アルバイト及び派遣社員）は含んでいません。
2. 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を表示しています。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4,499名	13名	41.5歳	14.5年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時使用人数（アルバイト及び派遣社員）は含んでいません。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	12,216 百万円
三井住友信託銀行株式会社	6,915
Bank of America, National Association	4,838
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,682
株式会社国際協力銀行	3,963
Wells Fargo Bank, National Association	3,617
株式会社みずほ銀行	3,554
株式会社日本政策金融公庫	3,290
Texas Capital Bank, National Association	3,214
U.S. Bank National Association	3,175

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 177,410,239株（自己株式278,529株を含む）
 (3) 株主数 10,685名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 単元株主数 9,753名
 (6) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住友金属鉱山株式会社	10,110 ^{千株}	5.7 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,483	4.7
株式会社伊予銀行	5,849	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,187	2.9
住友商事株式会社	4,383	2.4
住友生命保険相互会社	4,227	2.3
株式会社百十四銀行	4,197	2.3
株式会社三井住友銀行	4,136	2.3
三井住友信託銀行株式会社	3,408	1.9
JUNIPER	3,354	1.8

- (注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

平成25年7月25日に当社が発行した2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,706,638株
転換価額	1株当たり1,868円
行使期間	平成25年8月8日から平成30年8月10日まで
平成27年3月31日現在の新株予約権の数	2,000個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	矢 野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役
※取締役社長(執行役員社長)	市 川 晃	
※取 締 役(執行役員副社長)	早 野 均	VC推進・TOP2020推進・グループIT戦略推進 担当、 生活サービス本部長・山林環境本部長
取 締 役(専務執行役員)	笹 部 茂	木材建材事業本部 統轄、海外事業本部長
取 締 役(専務執行役員)	和 田 賢	住宅事業本部長・同本部注文住宅事業部長
取 締 役(常務執行役員)	佐 藤 建	総務・人事・コーポレート・コミュニケーション・ 内部監査・知的財産・環境経営推進 担当
取 締 役(常務執行役員)	福 田 晃 久	経営企画・財務・情報システム・筑波研究所 担当
取 締 役(常務執行役員)	光 吉 敏 郎	東北復興支援 担当、住宅事業本部副本部長 (事業推進 担当、海外事業支援 統括)
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役
*常任監査役	上 山 英 之	
*監 査 役	田 中 秀 和	
監 査 役	寺 本 哲	公認会計士
監 査 役	永 田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
監 査 役	倉 阪 克 秀	住友電気工業株式会社 顧問

(注) 1. ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

2. 取締役 平川純子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

3. 監査役 寺本 哲、永田 信及び倉阪克秀の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 当社は、取締役 平川純子氏並びに監査役 寺本 哲、永田 信及び倉阪克秀の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。

5. 監査役 寺本 哲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

6. 社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

7. 常任監査役 上山英之氏は、平成27年4月1日付をもって辞任いたしました。

8. 平成27年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く）の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
常務執行役員	渡部 日出雄	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長
常務執行役員	梅木 孝 範	木材建材事業本部長
常務執行役員	高桐 邦 彦	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長
執行役員	町野 良 治	住宅事業本部副本部長（まちづくり営業・木化営業統括）・同本部ストック住宅事業部長
執行役員	吉岡 義 寛	住友林業クレスト株式会社 取締役社長
執行役員	田伏 正 幸	木材建材事業本部副本部長・同本部国内流通事業部長
執行役員	関本 暁	木材建材事業本部副本部長・同本部国際流通営業部長
執行役員	沼崎 秋 生	住友林業ホームテック株式会社 取締役専務執行役員
執行役員	徳永 完 平	住友林業緑化株式会社 取締役社長
執行役員	川添 眞 一	海外事業本部副本部長・同本部海外資源・製造部長
執行役員	片山 信 幸	住宅事業本部副本部長（住宅企画・人財開発・建築技術審査 統括）

《ご参考》平成27年4月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	矢 野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役
※取締役社長（執行役員社長）	市 川 晃	
※取 締 役（執行役員副社長）	早 野 均	VC推進・TOP2020推進・グループIT戦略推進 担当、 生活サービス本部長・資源環境本部長
取 締 役（専務執行役員）	笹 部 茂	木材建材事業本部 統轄、海外事業本部長
取 締 役（専務執行役員）	和 田 賢	東北復興支援 担当、住宅事業本部長
取 締 役（常務執行役員）	佐 藤 建	総務・人事・コーポレート・コミュニケーション・ CSR推進・知的財産・内部監査 担当
取 締 役（常務執行役員）	福 田 晃 久	経営企画・財務・情報システム・筑波研究所 担当
取 締 役（常務執行役員）	光 吉 敏 郎	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役
*監 査 役	田 中 秀 和	
監 査 役	寺 本 哲	公認会計士
監 査 役	永 田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
監 査 役	倉 阪 克 秀	住友電気工業株式会社 顧問
常務執行役員	梅 木 孝 範	木材建材事業本部長
常務執行役員	高 桐 邦 彦	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長
執行役員	渡 部 日出雄	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役会長
執行役員	吉 岡 義 寛	住友林業クレスト株式会社 取締役社長
執行役員	町 野 良 治	住友林業クレスト株式会社 取締役専務執行役員
執行役員	田 伏 正 幸	木材建材事業本部副本部長・同本部国内流通事業部長
執行役員	関 本 暁	資源環境本部副本部長・同本部海外資源部長
執行役員	沼 崎 秋 生	住友林業ホームテック株式会社 取締役専務執行役員
執行役員	徳 永 完 平	住友林業緑化株式会社 取締役社長
執行役員	川 添 眞 一	海外事業本部副本部長・同本部海外製造部長
執行役員	片 山 信 幸	住宅事業本部副本部長（住宅企画・人財開発 統括）

(注) ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
上山英之	平成26年6月20日	任期満了	取締役（執行役員）
塩崎繁彦	平成26年6月20日	辞任	常任監査役（常勤）
平川純子	平成26年6月20日	辞任	監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	総額
取締役	10名	487百万円
監査役	7	76
合計	17	563

- (注) 1. 上記には、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません。
3. 取締役の報酬等の総額には、第75期定時株主総会において決議予定の取締役賞与総額1億30百万円を含んでいます。
4. 取締役の例月報酬の限度額は、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額36百万円以内（うち社外取締役は月額2.5百万円以内）と決議されています。
5. 監査役の例月報酬の限度額は、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

(4) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 川 純 子	平成26年6月20日の就任以降、当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から適宜発言を行っています。
監 査 役	寺 本 哲	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から適宜発言を行っています。
監 査 役	永 田 信	当期開催の取締役会15回のうち13回に、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に森林資源科学の専門家としての見地から適宜発言を行っています。
監 査 役	倉 阪 克 秀	平成26年6月20日の就任以降、当期開催の取締役会12回全てに、また監査役会11回全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っています。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

③報酬等の総額

人 員	総 額
5 名	37 百万円

(注) 上記には、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
①当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88 百万円
②当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査又は証明業務）に係る報酬等の額	51

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT. Kutai Timber Indonesia、Alpine MDF Industries Pty Ltd.、Henley Arch Unit Trust、Nelson Pine Industries Ltd.、Gehan Homes, Ltd. 及び TPG Mortgage Services, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において次のとおり決議しています。

(1) 職務執行の基本方針

①当社は、元禄年間の創業以来、「営業は信用を重んじ、確実を旨とし」「浮利に趨り、軽進すべからず」などの文言に象徴される「住友精神」を経営の根幹としながら、事業は国家や社会をも利するものでなければならないとする「国土報恩」の理念や、環境に配慮しながら永続的に森林を育成・管理する「保続林業」の事業姿勢を継承しており、このような歴史を背景に、経営理念として『住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。』を掲げ、それを具現化するための行動指針として、以下の4項目を定めている。

〔住友精神〕 公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める。

〔人間尊重〕 多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる。

〔環境共生〕 持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取り組む。

〔お客様最優先〕 お客様満足に徹し、高品質の商品・サービスを提供する。

②当社は、当社グループの役職員が守るべき倫理行動指針や価値観を「私たちが大切にしたいこと」として定めており、これを真摯に実践する。

③当社は、“反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応すること”を当社グループの基本方針とし、実践する。

(2) 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当社グループの基本方針として、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題のひとつと位置付け、制度・環境の整備を進める。

②当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、コンプライアンス推進を目的とするグループ横断型の委員会の設置、顧問弁護士と総務部長を通報先として当社グループの役職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンス・カウンター）の設置、諸規程の整備等、全社的なコンプライアンス体制の整備を行い、グループを通じた内部統制機能の強化と自浄能力の向上を継続的に図る。

③財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関しては、規程類や業務手順標準化に関する書類を整備する。主要部門において財務報告プロセスの適正性及び内部統制システムの有効性に関する検証を行い、内部監査部門がその結果に関する評価を行う体制を構築しており、継続して財務報告の適正性に関する内部統制関連業務の質的改善に努める。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、文書及び情報の管理に関する諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録などの法定書類、その他重要な意思決定に関する稟議書など重要書類の記録及び保存を適切に行う。
- ②当社は、ITを利用した情報の保管・閲覧・共有機能の向上に努める。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、内部統制と一体化したリスク管理体制の確立を念頭に、リスク管理に関する規程の整備を行うと同時に、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスクの把握とその評価、及び対応策策定を行い、当社グループのリスク管理体制の整備・強化を継続的に進める。
- ②リスク管理委員会は、想定されるリスクに関する対応状況について、その進捗を管理するとともに、定期的に当社の取締役会及び監査役に報告を行う。
- ③当社は、当社グループ内で発生する重大な緊急事態について、当社グループの役職員が速やかに当社の経営トップに報告する「2時間ルール」の適正な運用に努め、損失リスクの回避・軽減を図る体制強化を継続的に行う。
- ④当社は、大規模災害、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続による損失軽減を図ることを目的とした事業継続計画（BCP）を策定し、有事に即応できる体制を構築する。また、子会社に対しても、BCPを策定するよう必要な指導及び助言等を行う。

(5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制採用により、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、少人数のメンバーで構成される取締役会が迅速な意思決定を行える体制としている。各執行役員は、取締役会の指揮監督のもと、業務執行の責任者として各担当業務を効率的に執行する。
- ②当社は、事業環境の変化に応じた迅速な意思決定と権限配置の最適化を目的に、取締役会附議基準、職務権限規程などの見直しを適宜行う。
- ③当社は、グループを含めた長期経営計画に基づき、中期計画、予算において事業領域ごとに達成すべき目標とそれを実現する具体的施策について定め、経営資源を適正かつ効率的に配分することでその実現に努める。
- ④当社は、社内規程に基づき、当社内に個々の子会社を担当する主管部門を定めており、主管部門の役職員が子会社の取締役等に就任することで、経営上の施策について適切な進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進める。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、主管部門を通じて、当社取締役会において、子会社における経営上の重要事項の附議、業務執行についての報告を行わせることを義務付けることにより、企業集団全体に対する統制と牽制を行う。
- ②当社は、企業集団全体の内部統制を実効性あるものにするため、子会社各社において規程の整備を行い、また、各社の状況を考慮しながら内部監査部門を設置するなど、各社の自律的な内部統制環境の整備を進める。
- ③当社は、当社内部監査部門及び主管部門を通じた子会社各社への牽制機能の強化等、コンプライアンス体制強化も含めた子会社への監視・監督機能の質的改善を継続的に推進する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の代表取締役又は取締役会は、監査役と協議の上、監査役の補助使用人として適切な人材を配置し、その異動、人事評価、懲戒処分を行う場合は、監査役の同意を要する。
- ②当社の監査役は、必要に応じ補助使用人を指揮して監査業務を行う。
- ③当社の監査役は、補助使用人の独立性が不当に制限されることのないよう、当社の代表取締役又は取締役会に対して必要な要請を行う。代表取締役又は取締役会は、当該要請に対して、適切な措置を講じる。

(8) 当社の取締役・使用人及び当社の子会社の取締役等・監査役・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ①当社の監査役は、当社における重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するため、当社の取締役会のほか必要に応じて、当社の経営会議などの主要な会議に出席する。
- ②当社グループの役職員は、当社の監査役から職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行う。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、当社の監査役に報告する。
- ③当社の監査役は、当社グループのコンプライアンス、リスク管理の活動状況及び内部監査結果について、当社の内部監査部門等から定期的に報告を受け、これらが有効に機能しているかを監視し検証する。

- ④当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うと同時に、監査の実効性が保たれるよう監査環境の整備に努める。
- ⑤当社は、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査実効性の向上と情報交換を目的としたグループ監査役会を定期的に開催する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員が当社の監査役に対して前号の報告をした場合、当該報告者に対して、不利益な取扱いを行わない体制を社内規程等により整備するほか、当該報告者及びその内容について、厳重な情報管理体制を整備するとともに、子会社に対しては、その旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役会は、当社の監査役の職務の執行上必要な費用を当社の予算に計上する。また、当社の監査役が職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。当社代表取締役又は取締役会は、これらの内容に対して適切な措置を講じる。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、重要な意思決定の過程について、当社の社外取締役と情報交換及び連携することにより、監査の実効性の確保に努める。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)
表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	450,220	流動負債	292,110
現金及び預金	81,756	支払手形及び買掛金	102,951
受取手形及び売掛金	118,156	工事未払金	64,612
完成工事未収入金	6,059	短期借入金	31,340
有価証券	26,000	リース債務	2,146
商品及び製品	18,351	未払法人税等	4,617
仕掛品	1,299	未成工事受入金	46,791
原材料及び貯蔵品	6,909	賞与引当金	9,866
未成工事支出金	22,863	役員賞与引当金	135
販売用不動産	39,232	完成工事補償引当金	2,275
仕掛販売用不動産	37,063	資産除去債務	467
繰延税金資産	7,590	その他	26,910
短期貸付金	32,571		
未収入金	44,619	固定負債	112,646
その他	8,752	社債	5,000
貸倒引当金	△998	新株予約権付社債	20,000
		長期借入金	41,214
固定資産	215,318	リース債務	3,669
有形固定資産	109,046	繰延税金負債	12,244
建物及び構築物	31,888	役員退職慰労引当金	75
機械装置及び運搬具	21,204	退職給付に係る負債	13,066
土地	27,007	資産除去債務	975
リース資産	5,484	その他	16,403
建設仮勘定	8,628		
その他	14,835	負債合計	404,756
無形固定資産	16,286	(純資産の部)	
のれん	5,981	株主資本	215,555
その他	10,306	資本金	27,672
投資その他の資産	89,986	資本剰余金	26,872
投資有価証券	75,322	利益剰余金	161,286
長期貸付金	3,051	自己株式	△275
退職給付に係る資産	303	その他の包括利益累計額	30,195
繰延税金資産	2,196	その他有価証券評価差額金	22,342
その他	11,567	繰延ヘッジ損益	△124
貸倒引当金	△2,452	為替換算調整勘定	8,101
		退職給付に係る調整累計額	△124
		少数株主持分	15,032
		純資産合計	260,782
資産合計	665,538	負債純資産合計	665,538

連結損益計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	997,256
売上原価	827,764
売上総利益	169,492
販売費及び一般管理費	135,498
営業利益	33,994
営業外収益	5,005
受取利息	415
仕入割引	369
受取配当金	1,209
持分法による投資利益	1,021
為替差益	301
その他	1,690
営業外費用	2,575
支払利息	1,136
売上割引	732
その他	707
経常利益	36,424
特別利益	531
固定資産売却益	293
投資有価証券売却益	128
負ののれん発生益	70
その他	40
特別損失	2,217
固定資産売却損	15
固定資産除却損	177
減損損失	1,112
投資有価証券売却損	3
投資有価証券評価損	0
段階取得に係る差損	338
特別退職金	536
その他	35
税金等調整前当期純利益	34,738
法人税、住民税及び事業税	11,914
法人税等調整額	841
少数株主損益調整前当期純利益	21,982
少数株主利益	3,410
当期純利益	18,572

計 算 書 類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	382,191	流動負債	257,261
現金及び預金	68,412	支払手形	12,488
受取手形	45,559	買掛金	69,613
売掛金	57,990	工事未払金	78,288
完成工事未収入金	1,403	1年内返済予定の長期借入金	6,361
有価証券	26,000	リース債務	1,947
商品及び製品	12,939	未払金	6,372
未成工事支出金	14,067	未払法人税等	2,601
販売用不動産	22,434	未払費用	870
仕掛販売用不動産	5,028	前受金	763
前渡金	287	未成工事受入金	38,817
前払費用	747	預り金	29,770
繰延税金資産	4,519	前受収益	1,358
短期貸付金	30,193	賞与引当金	5,780
関係会社短期貸付金	26,586	役員賞与引当金	135
未収入金	65,595	完成工事補償引当金	1,367
未収消費税等	1,014	資産除去債務	467
その他	147	その他	264
貸倒引当金	△730	固定負債	67,239
固定資産	145,361	社債	5,000
有形固定資産	36,692	新株予約権付社債	20,000
建物	9,114	長期借入金	11,932
構築物	424	預り保証金	4,971
機械及び装置	379	リース債務	2,933
車両運搬具	2	繰延税金負債	9,602
工具、器具及び備品	564	退職給付引当金	5,901
土地	10,989	関係会社事業損失引当金	4,036
林木	8,668	資産除去債務	815
造林起業	328	その他	2,050
リース資産	4,814	負債合計	324,500
建設仮勘定	1,410	(純資産の部)	
無形固定資産	5,093	株主資本	180,825
電話加入権	181	資本金	27,672
林道利用権	138	資本剰余金	26,872
施設利用権	3	資本準備金	26,613
工業所有権	10	その他資本剰余金	259
ソフトウェア	4,761	利益剰余金	126,556
投資その他の資産	103,576	利益準備金	2,857
投資有価証券	61,359	その他利益剰余金	123,699
関係会社株式	27,070	特別償却準備金	140
関係会社出資金	1,072	圧縮記帳積立金	1,673
長期貸付金	39	別途積立金	106,887
従業員長期貸付金	27	繰越利益剰余金	14,998
関係会社長期貸付金	11,887	自己株式	△275
破産更生債権等	1,984	評価・換算差額等	22,227
長期前払費用	454	その他有価証券評価差額金	22,389
その他	3,902	繰延ヘッジ損益	△162
貸倒引当金	△4,217	純資産合計	203,052
資産合計	527,552	負債純資産合計	527,552

損益計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	714,583
商品売上高	383,776
完成工事高	330,807
売上原価	613,861
商品売上原価	365,768
完成工事原価	248,093
売上総利益	100,722
販売費及び一般管理費	81,800
営業利益	18,922
営業外収益	6,961
受取利息	453
有価証券利息	55
仕入割引	291
受取配当金	5,170
その他	991
営業外費用	1,244
支払利息	268
社債利息	115
売上割引	595
その他	266
経常利益	24,640
特別利益	417
固定資産売却益	289
投資有価証券売却益	128
特別損失	2,709
固定資産売却損	1
固定資産除却損	110
減損損失	17
投資有価証券売却損	3
投資有価証券評価損	0
関係会社出資金評価損	1,283
関係会社株式評価損	1,295
税引前当期純利益	22,347
法人税、住民税及び事業税	6,685
法人税等調整額	811
当期純利益	14,851

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

住友林業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 昭司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

住友林業株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 昭司 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

住友林業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 田 中 秀 和 ㊞

監査役 寺 本 哲 ㊞

監査役 永 田 信 ㊞

監査役 倉 阪 克 秀 ㊞

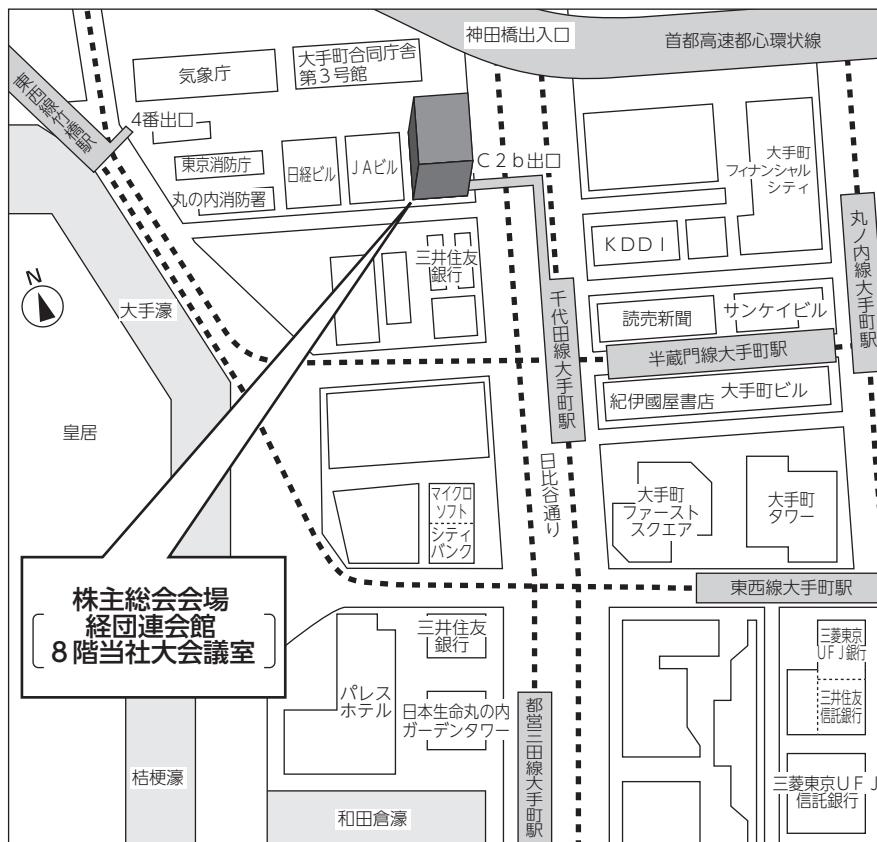
- (注) 1. 監査役 寺本 哲、永田 信及び倉阪克秀の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 2. 常任監査役 上山英之氏は平成27年4月1日付をもって辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印はいたしておりません。

以 上

〔株主総会会場ご案内略図〕

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

経団連会館 8階当社大会議室



(交通) ●地下鉄「大手町駅」C2b出口直結

(東京メトロ 千代田線・半蔵門線・丸ノ内線・東西線／都営三田線)

●東京メトロ東西線「竹橋駅」4番出口より徒歩約4分

(お願い) ●会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

●当日は、省エネルギー及び節電への取り組みとして、当社役職員の服装はクールビズとさせていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

